

## 国立市契約における暴力団等排除措置要綱

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、市が締結する売買、賃借、請負その他の契約（以下「市の契約」という。）から暴力団等の介入を排除するための措置について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格者 国立市契約事務規則（昭和 39 年 6 月国立市規則第 19 号）第 7 条又は第 38 条の規定に基づく資格を有する者をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

### (入札参加除外措置)

第 3 条 市長は、有資格者が別表に定める措置要件（以下単に「措置要件」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、国立市指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、当該有資格者に対して市の契約から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。ただし、委員会を開催することができないとき又は開催する必要がないと認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該有資格者に対して入札参加除外措置を行うことができる。

2 市長は、前項ただし書の規定により入札参加除外措置を行ったときは、直近に開催される委員会において当該入札参加除外措置について報告するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により入札参加除外措置を行うことを決定したときは、入札参加除外措置決定通知書（第 1 号様式）により当該有資格者に通知するものとする。

### (入札参加除外措置の解除)

第 4 条 入札参加除外措置を受けた有資格者（以下「入札参加除外者」と

いう。)は、入札参加除外措置を受けることとなった理由が消滅し、かつ、別表に定める期間を経過したことにより、入札参加除外措置の解除を希望するときは、入札参加除外措置解除申請書(第2号様式)により、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該入札参加除外者が、措置要件のいずれにも該当しないと認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除し、入札参加除外措置解除決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により入札参加除外措置を解除するに当たり、必要があると認めるときは、当該申請者に対して、措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証する書面等の提出を求めることができる。

(勧告措置)

第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、同項に規定する入札参加除外措置に代えて、委員会の審議を経て、有資格者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。ただし、委員会を開催することができないとき又は開催する必要がないと認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該有資格者に対して勧告を行うことができる。

- 2 市長は、前項ただし書の規定により勧告を行ったときは、直近に開催される委員会において当該勧告について報告するものとする。
- 3 第1項の規定による勧告は、暴力団等排除措置に関する勧告書(第4号様式)により行うものとする。

(資格審査時における排除)

第6条 市長は、有資格者となるため国立市競争入札参加資格の申請をした者が、措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第7条 市長は、一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者に対して、当該入札に係る参加資格を認めてはならない。

- 2 市長は、一般競争入札の参加者が、契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札に係る参加資格を取り消し、当該入札参加除外者が提出した入札書を無効とするものとする。

3 市長は、前2項に規定する措置について、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により入札に係る参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加除外者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、せり売りをを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第8条 市長は、指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 市長は、入札の指名を受けた者が、契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、当該入札参加除外者が提出した入札書を無効とするものとする。

3 市長は、前項の規定により指名を取り消したときは、その旨を当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、有資格者であるか否かを問わず、措置要件のいずれかに該当すると認められる者を相手方とする随意契約を締結してはならない。ただし、当該契約の目的及び内容から随意契約を締結する必要があると認めるときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第10条 有資格者であるか否かを問わず、措置要件のいずれかに該当すると認められる者は、市の契約の全部又は一部について、下請負人となり、又は再委託を受けることができない。ただし、当該契約の目的及び内容から必要があると認められるときは、この限りでない。

(準用)

第11条 第3条、第4条及び第7条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員又は組合員として含む共同企業体、事業協同組合等について準用する。

(契約の解約又は解除)

第12条 市長は、契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解約又は解除ができるように契約条項を整備するものとする。

(指定管理者等への指導)

第13条 市長は、第3条の規定により入札参加除外措置を行ったときは、

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の管理を行わせる指定管理者及び市が出資し、又は補助金、負担金その他これに準ずるものを支出している法人に対し、その所属部長を通じて市と同様の措置を行うよう指導するものとする。

（不当介入に対する措置）

第14条 市の契約の相手方及び下請負人等は、当該契約又は下請契約等を履行するに当たり、暴力団員その他の者から工事妨害その他の不当介入又は不当要求（第3項においてこれらの行為を「不当介入」という。）を受けたときは、次に掲げる事項を速やかに行わなければならない。

（1） 総務課長に対する報告

（2） 警察に対する届出

2 市の契約の相手方は、下請負人等に対し、前項の規定を遵守するよう指導及び助言をしなければならない。

3 国立市契約事務規則第2条第6号に規定する課長は、契約の相手方又は下請負人等が、不当介入を受けたことにより当該契約の履行が遅れるおそれがある場合において、第1項に規定する報告及び届出を適切に行ったときは、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講ずることができる。

（入札参加除外措置の公表）

第15条 市長は、第3条の規定により入札参加除外措置を行ったときは、当該入札参加除外者の商号又は名称、入札参加除外措置の理由、入札参加除外措置の期間等を公表するものとする。ただし、国立市個人情報保護条例（平成14年12月国立市条例第36号）の趣旨又は目的に照らし、公表することが適切でないと思われる情報は除く。

2 前項の規定は、第4条に規定する入札参加除外措置の解除について準用する。

（関係機関との連携）

第16条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察その他の関係機関との連携を緊密に行うものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、市の契約における暴力団等の介入を排除するための措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第6条、第9条及び第10条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>1 有資格者である個人若しくは法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき又は暴力団員等が有資格者の経営に実質的に関与しているとき。</p>	<p>入札参加除外措置の決定をした日から24月。</p>
<p>2 有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p>	<p>ただし、当該期間の経過後も措置要件が解消されないときは、当該措置要件が解消されたときまでとする。</p>
<p>3 有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。</p>	
<p>4 前3項に掲げる場合のほか、有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。</p>	
<p>5 有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各項のいずれかに該当する者であることを知りながら契約したと認められるとき。</p>	
<p>6 有資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、第5条に規定する勧告を受けた日から1年以内に、再度勧告に相当する行為をしたとき。</p>	

第 1 号様式

第 号  
年 月 日

様

国立市長

入札参加除外措置決定通知書

国立市契約における暴力団等排除措置要綱第 3 条第 1 項の規定により、入札参加除外措置を下記のとおり行うことと決定したので、通知します。

記

- 1 入札参加除外措置の期間  
この決定の日から起算して 2 4 月を経過し、かつ、国立市契約における暴力団等排除措置要綱別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないと市長が認め、同要綱第 4 条第 2 項の規定により当該措置の解除を行うまで
- 2 入札参加除外措置の理由  
国立市契約における暴力団等排除措置要綱別表第 項に該当すると認められるため
- 3 入札参加除外措置の内容

第2号様式

年 月 日

国立市長

様

所在地  
商号又は名称  
代表者

印

入札参加除外措置解除申請書

当社（私）は現在、暴力団等との関係を有しておらず、国立市契約における暴力団等排除措置要綱別表に掲げる措置要件のいずれにも該当していません。よって、下記のとおり入札参加除外措置の解除を申請します。

記

- 1 入札参加除外措置の期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 2 解除申請の理由
- 3 添付書類  
(1) 誓約書  
(2) 再発防止策  
(3) 入札参加除外措置決定通知書の写し



第3号様式

第 号  
年 月 日

様

国立市長

入札参加除外措置解除決定通知書

国立市契約における暴力団等排除措置要綱第4条第2項の規定により、入札参加除外措置を下記のとおり解除することと決定したので、通知します。

記

入札参加除外措置を解除する日  
年 月 日

第4号様式

第 号  
年 月 日

様

国立市長

暴力団等排除措置に関する勧告書

貴社（貴殿）は、国立市契約における暴力団等排除措置要綱別表第 項の措置要件に該当する行為があると認められましたが、今回は入札参加除外措置を行わず、同要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

勧告内容

勧告理由